

訂 正 内 容

議案第 6 号

八幡浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案書 35 ページ 第 18 条の改正規定

【訂正前】

改正後	改正前
<p>(勤務 1 時間当たりの給与額)</p> <p>第 18 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに規則で定める手当について規則で定める額の合計額に 1.2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5.2 を乗じたものから勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額とする。</p>	<p>(勤務 1 時間当たりの給与額)</p> <p>第 18 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料月額及び規則で定める手当について規則で定める額の合計額に 1.2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5.2 を乗じたものから勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額とする。</p>

↓

【訂正後】

改正後	改正前
<p>(勤務 1 時間当たりの給与額)</p> <p>第 18 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当(第 11 条の 3 に規定する地域手当に限る。第 19 条第 4 項及び第 5 項並びに第 19 条の 4 第 2 項第 1 号及び第 3 項において同じ。)の月額並びに規則で定める手当について規則で定める額の合計額に 1.2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5.2 を乗じたものから勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額とする。</p>	<p>(勤務 1 時間当たりの給与額)</p> <p>第 18 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料月額及び規則で定める手当について規則で定める額の合計額に 1.2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5.2 を乗じたものから勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額とする。</p>

※ 部分を追加するもの